

日バス協業第285号
令和7年9月26日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 清水 一郎

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての調査要領及び変更命令を発する基準の細目について」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての調査要領及び変更命令を発する基準の細目について」の一部改正について、令和7年9月25日に国土交通省物流・自動車局旅客課長より別紙のとおり通達がありました。その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 中尾・三木・福田
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016

国自旅第 1 1 0 号
令和 7 年 9 月 2 5 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについて
の調査要領及び変更命令を発する基準の細目について」の一部改正について

標記について、今般、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。

国自旅第 1 1 0 号
令和 7 年 9 月 2 5 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての調査要領及び変更命令を発する基準の細目について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての調査要領及び変更命令を発する基準の細目について（令和 5 年 8 月 2 5 日付国自旅第 1 4 4 号）」の一部を別添のとおり改正することとしたので、その旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長に対し、別紙のとおり通知したので申し添える。

国自旅第144号
令和5年8月25日
一部改正 国自旅第334号
令和6年2月27日
一部改正 国自旅第110号
令和7年9月25日

各運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについて
の調査要領及び変更命令を発する基準の細目について

貸切バスの運賃・料金制度の施行については、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の設定又は変更の際し、運賃・料金の変更命令を行うか否かの調査及び変更命令の発動については、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」（令和5年8月24日付け国自旅第148号）の「第2. 運賃・料金の変更命令の処理要領」の「2. 変更命令を行うか否かについての調査要領」及び「3. 運賃・料金の変更命令を発する基準」により行うこととしているところであるが、具体的な調査及び発動にあたっては、この細目に定めるところにより取り計らわれない。

なお、平成26年7月1日付け国自旅第70号「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について」は廃止する。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

第1. 運賃及び料金の原価の算定

1 運賃に係る原価の算定については、以下のとおり各費用項目を算定する。

(1) 人件費の算定

① 当該ブロック全職種平均給与月額より当該事業者の運転者平均給与月額（賞与含む。以下同じ。）が高い場合
運送費の人件費に人件費デフレーターを乗じた額

② 当該ブロック全職種平均給与月額より当該事業者の運転者平均給与月額が低い場合

（当該ブロック全職種平均給与月額×当該事業者の運転者支給延人員（人月）＋当該事業者の運転者給与計以外の運送部門の人件費）×

人件費デフレーター

- ③ ①又は②で算定した額について次式により基準賃金と基準外賃金を算定

基準賃金＝①又は②で算定した額×各運賃ブロックの平均基準賃金比率

基準外賃金＝①又は②で算定した額×各運賃ブロックの平均基準外賃金比率

- (2) 燃料油脂費の算定

燃料油脂費実績原価に対し、1年度につき燃料価格傾向値を乗じて算定

- (3) 車両修繕費の算定

車両修繕費実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定

- (4) 車両減価償却費の算定

- ① 各車種区分毎に次式により算定

大型車＝新車平均価格×新車入替台数÷5年

中型車＝新車平均価格×新車入替台数÷5年

小型車＝新車平均価格×新車入替台数÷5年

コムーター車＝新車平均価格×新車入替台数÷5年

※新車交換台数

[(期中平均車両数×平均使用年数) － [期中平均車両数×((当該事業者の平均使用年数＋5年) ÷2)]] ÷当該事業者の平均使用年数

- ② 大型車、中型車、小型車、コムーター車を足し上げた額に当該事業者の車両減価償却費を加算して算定

- (5) 施設賦課税の算定

施設賦課税の実績原価

- (6) 保険料の算定

保険料の実績原価

- (7) 手数料等の算定

手数料等実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定

- (8) 運送費のうちのその他経費の算定

運送費のその他経費実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定

- (9) 一般管理費の算定

- ① 人件費の算定

人件費実績原価に対し、人件費デフレーターを乗じて算定

② 一般管理費のうちのその他経費の算定

一般管理費のうちのその他経費実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定

(10) 営業外費用の算定

その他経費実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定

(11) 適正利潤の算定

適正利潤は次式により算定する。

自己資本構成×ベースとなる資産合計×資本報酬率

2 交替運転者配置料金に係る原価の算定については、以下のとおり算定する。

(1) 時間あたり料金の算定

(1 (1) ①又は②で算定した額－当該事業者の運転者給与計以外の運送部門の人件費) ×各運賃ブロックの平均基準賃金比率÷総乗務時間

(2) キロあたり料金の算定

(1 (1) ①又は②で算定した額－当該事業者の運転者給与計以外の運送部門の人件費) ×各運賃ブロックの平均基準外賃金比率÷総走行キロ

第2. 基準運賃の算定の考え方

基準運賃の算定については、第1. により算定した各費用項目の額を用いて、以下のとおり行う。

(1) 時間あたり基準運賃額の算定

(基準賃金＋(車両減価償却費×1/2)＋施設賦課税＋手数料等＋運送費のその他経費＋一般管理費＋営業外費用＋適正利潤) ÷総乗務時間

(2) キロあたり基準運賃額の算定

(基準外賃金＋燃料油脂費＋車両修繕費＋(車両減価償却費×1/2)＋保険料) ÷総走行キロ

(3) 車種区分ごとの算定

① 時間あたり運賃額

大型車＝時間あたり基準運賃額×当該ブロックの車両合計÷(大型車両数＋中型車両数×中型車原価比率＋小型車両数×小型車原価比率＋コムーター車両数×コムーター車原価比率)
 中型車＝大型車運賃額(時間あたり運賃額) ×中型車原価比率
 小型車＝大型車運賃額(時間あたり運賃額) ×小型車原価比率
 コムーター車＝大型車運賃額(時間あたり運賃額) ×コムーター車原価比率

② キロあたり運賃額

大型車＝キロあたり基準運賃額×当該ブロックの車両合計÷(大型車

両数＋中型車両数×中型車原価比率＋小型車両数×小型車
原価比率＋コンピューター車両数×コンピューター車原価比
率)

中型車＝大型車運賃額（キロあたり運賃額）×中型車原価比率

小型車＝大型車運賃額（キロあたり運賃額）×小型車原価比率

コンピューター車＝大型車運賃額（時間あたり運賃額）×コンピューター
原価比率

第３．変更命令の発動の考え方

届出運賃額が第２．により算定した運賃額を下回る場合に、変更命令を発動する。

第４．その他

運賃・料金の適用方が標準適用方法と異なる場合や、「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて」（平成２６年３月３１日付け国自旅第６２８号）とは異なる年間契約が設定された場合等、第１．～第３．の基本的な考え方のみでは判断できない場合については、届出事業者から資料の提出やヒアリング等の結果を踏まえ、安全コストが反映されているか、利用者保護の観点から支障がないかを個別に判断する。

附則（令和５年８月２５日国自旅第１４４号）

この通達は、令和５年８月２５日以降に届け出るものから適用する。

附則（令和６年２月２７日国自旅第３３４号）

この通達は、令和６年３月１日以降に届け出るものから適用する。

附則（令和７年９月２５日国自旅第１１０号）

この通達は、令和７年９月２６日以降に届け出るものから適用する。

日本バス協会事務局より補足

※主な内容

【運賃及び料金の原価の算定】

(1) 人件費の算定

② 当該ブロック全職種平均給与月額より当該事業者の運転者平均給与月額が低い場合

旧)

$$((\text{当該ブロック全職種平均給与月額} + \text{当該事業者の運転者平均給与月額}) \div 2 \times \text{当該事業者の運転者支給延人員(人月)} + \text{当該事業者の運転者給与計以外の運送部門の人件費}) \times \text{人件費デフレーター}$$

新)

$$(\text{当該ブロック全職種平均給与月額} \times \text{当該事業者の運転者支給延人員(人月)} + \text{当該事業者の運転者給与計以外の運送部門の人件費}) \times \text{人件費デフレーター}$$

(4) 車両減価償却費の算定

① 各車種区分毎に次式により算定

旧)

$$\text{大型車} = (\text{期中平均車両数} \times \text{平均価格}) \div ((\text{当該事業者の平均使用年数} + 5 \text{年}) \div 2)$$

$$\text{中型車} = (\text{期中平均車両数} \times \text{平均価格}) \div ((\text{当該事業者の平均使用年数} + 5 \text{年}) \div 2)$$

$$\text{小型車} = (\text{期中平均車両数} \times \text{平均価格}) \div ((\text{当該事業者の平均使用年数} + 5 \text{年}) \div 2)$$

$$\text{通勤用車} = (\text{期中平均車両数} \times \text{平均価格}) \div ((\text{当該事業者の平均使用年数} + 5 \text{年}) \div 2)$$

新)

$$\text{大型車} = \text{新車平均価格} \times \text{新車入替台数} \div 5 \text{年}$$

$$\text{中型車} = \text{新車平均価格} \times \text{新車入替台数} \div 5 \text{年}$$

$$\text{小型車} = \text{新車平均価格} \times \text{新車入替台数} \div 5 \text{年}$$

$$\text{通勤用車} = \text{新車平均価格} \times \text{新車入替台数} \div 5 \text{年}$$

※新車入替台数

$$[(\text{期中平均車両数} \times \text{平均使用年数}) - [\text{期中平均車両数} \times ((\text{当該事業者の平均使用年数} + 5 \text{年}) \div 2)]] \div \text{当該事業者の平均使用年数}$$

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての調査要領及び変更命令を発する基準の細目について

改正後	改正前
国自旅第144号 令和5年8月25日 一部改正 国自旅第334号 令和6年2月27日 一部改正 <u>国自旅第110号</u> <u>令和7年9月25日</u> 各運輸局自動車交通部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局旅客課長	国自旅第144号 令和5年8月25日 一部改正 国自旅第334号 令和6年2月27日 各運輸局自動車交通部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局旅客課長
一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての調査要領及び変更命令を発する基準の細目について 貸切バスの運賃・料金制度の施行については、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の設定又は変更には、運賃・料金の変更命令を行うか否かの調査及び変更命令の発動については、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」（令和5年8月24日付け国自旅第148号）の「第2. 運賃・料金の変更命令の処理要領」の「2. 変更命令を行うか否かについての調査要領」及び「3. 運賃・料金の変更命令を発する基準」により行うこととしているところであるが、具体的な調査及び発動にあたっては、この細目に定めるところにより取り計らわれない。	一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての調査要領及び変更命令を発する基準の細目について 貸切バスの運賃・料金制度の施行については、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の設定又は変更には、運賃・料金の変更命令を行うか否かの調査及び変更命令の発動については、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」（令和5年8月24日付け国自旅第148号）の「第2. 運賃・料金の変更命令の処理要領」の「2. 変更命令を行うか否かについての調査要領」及び「3. 運賃・料金の変更命令を発する基準」により行うこととしているところであるが、具体的な調査及び発動にあたっては、この細目に定めるところにより取り計らわれない。

なお、平成２６年７月１日付け国自旅第７０号「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について」は廃止する。 また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。	なお、平成２６年７月１日付け国自旅第７０号「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について」は廃止する。 また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。
記 第１．運賃及び料金の原価の算定 １ 運賃に係る原価の算定については、以下のとおり各費用項目を算定する。 (1) 人件費の算定 ① 当該ブロック全職種平均給与月額より当該事業者の運転者平均給与月額（賞与含む。以下同じ。）が高い場合 運送費の人件費に人件費デフレーターを乗じた額 ② 当該ブロック全職種平均給与月額より当該事業者の運転者平均給与月額が低い場合 （当該ブロック全職種平均給与月額×当該事業者の運転者支給延人員（人月）＋当該事業者の運転者給与計以外の運送部門の人件費）×人件費デフレーター ③（略） (2) 燃料油脂費の算定 （略） (3) 車両修繕費の算定 （略） (4) 車両減価償却費の算定	記 第１．運賃及び料金の原価の算定 １ 運賃に係る原価の算定については、以下のとおり各費用項目を算定する。 (1) 人件費の算定 ① 当該ブロック全職種平均給与月額より当該事業者の運転者平均給与月額（賞与含む。以下同じ。）が高い場合 原価計算書に記載された人件費に人件費デフレーターを乗じた額 ② 当該ブロック全職種平均給与月額より当該事業者の運転者平均給与月額が低い場合 （当該ブロック全職種平均給与月額＋当該事業者の運転者平均給与月額）÷２×当該事業者の運転者支給延人員（人月）＋当該事業者の運転者給与計以外の運送部門の人件費）×人件費デフレーター ③（略） (2) 燃料油脂費の算定 （略） (3) 車両修繕費の算定 （略） (4) 車両減価償却費の算定

① 各車種区分毎に次式により算定 大型車＝<u>新車平均価格×新車入替台数÷5年</u> 中型車＝<u>新車平均価格×新車入替台数÷5年</u> 小型車＝<u>新車平均価格×新車入替台数÷5年</u> コミューター車＝<u>新車平均価格×新車入替台数÷5年</u> ※新車入替台数 <u>[(期中平均車両数×平均使用年数)</u> <u>－[期中平均車両数×(当該事業者の平均使用年数＋5年)</u> <u>÷2)]÷当該事業者の平均使用年数</u> ② 大型車、中型車、小型車、コミューター車を足し上げた額に 当該事業者の車両減価償却費を加算して算定 (5) 施設賦課税の算定 施設賦課税の実績原価 (6) 保険料の算定 保険料の実績原価 (7) 手数料等の算定 手数料等実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定 (8) 運送費のうちのその他経費の算定 運送費のその他経費実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じ て算定 (9) 一般管理費の算定 (略) (10) 営業外費用の算定 (略) (11) 適正利潤の算定	① 各車種区分毎に次式により算定 大型車＝<u>(期中平均車両数×平均価格)÷(当該事業者の 平均使用年数＋5年)÷2)</u> 中型車＝<u>(期中平均車両数×平均価格)÷(当該事業者の 平均使用年数＋5年)÷2)</u> 小型車＝<u>(期中平均車両数×平均価格)÷(当該事業者の 平均使用年数＋5年)÷2)</u> コミューター車＝<u>(期中平均車両数×平均価格)÷(当該 事業者の平均使用年数＋5年)÷2)</u> ② 大型車、中型車、小型車、コミューター車を足し上げた額に 物件費デフレーターを乗じて算定 (5) 諸税の算定 各諸税の実績原価 (6) 保険料の算定 各保険料の実績原価 (7) 営業費のうちの手数料等及びその他経費の算定 営業費のうちの手数料等及びその他経費実績原価に対し、物件費 デフレーターを乗じて算定 (8) 一般管理費の算定 (略) (9) 営業外費用の算定 (略) (10) 適正利潤の算定
---	--

(略)	(略)
(削除) 2 交替運転者配置料金に係る原価の算定については、以下のとおり算定する。 (1) 時間あたり料金の算定 $\frac{(1(1)①又は②で算定した額 - 当該事業者の運転者給与計以外 の運送部門の人工費) \times \text{各運賃ブロックの平均基準賃金比率}}{\text{総乗務時間}}$ (2) キロあたり料金の算定 $\frac{(1(1)①又は②で算定した額 - 当該事業者の運転者給与計以外 の運送部門の人工費) \times \text{各運賃ブロックの平均基準外賃金比率}}{\text{総走行キロ}}$ 第2. 基準運賃の算定の考え方 基準運賃の算定については、第1. により算定した各費用項目の額を用いて、以下のとおり行う。 (1) 時間あたり基準運賃額の算定 $\frac{(\text{基準賃金} + (\text{車両減価償却費} \times 1/2) + \text{施設賦課税} + \text{手数料等} + \text{運送費のその他経費} + \text{一般管理費} + \text{営業外費用} + \text{適正利潤})}{\text{総乗務時間}}$ (2) キロあたり基準運賃額の算定 $\frac{(\text{基準外賃金} + \text{燃料油脂費} + \text{車両修繕費} + (\text{車両減価償却費} \times 1/2) + \text{保険料})}{\text{総走行キロ}}$ (3) 車種区分ごとの算定	(11) 安全運行に係る経費（安全コスト）の算定 ① <u>原価計算書等の様式3の安全運行に係る経費に対し、総乗務時間を除いて算定</u> ② <u>①で算定した額と基準安全コストのいずれが高い額</u> 2 交替運転者配置料金に係る原価の算定については、以下のとおり算定する。 (1) 時間あたり料金の算定 $1(1)③ \text{により算定した基準賃金} \div \text{総乗務時間}$ (2) キロあたり料金の算定 $1(1)③ \text{により算定した基準外賃金} \div \text{総走行キロ}$ 第2. 基準運賃の算定の考え方 基準運賃の算定については、第1. により算定した各費用項目の額を用いて、以下のとおり行う。 (1) 時間あたり基準運賃額の算定 $\frac{(\text{基準賃金} + (\text{車両減価償却費} \times 1/2) + \text{施設賦課税} + \text{営業費のうちそのその他経費} + \text{一般管理費} + \text{営業外費用} + \text{適正利潤})}{\text{乗務時間} + \text{安全コスト査定額}}$ (2) キロあたり基準運賃額の算定 $\frac{(\text{基準外賃金} + \text{燃料油脂費} + \text{車両修繕費} + (\text{車両減価償却費} \times 1/2) + \text{自動車税} + \text{自動車重量税} + \text{自動車損害賠償責任保険料} + \text{車両保険料})}{\text{総走行キロ}}$ (3) 車種区分ごとの算定

(略) 第3. (略) 第4. その他 (略) <u>附則（令和7年9月25日国自旅第110号）</u> <u>この通達は、令和7年9月26日以降に届け出るものから適用する。</u>	(略) 第3. (略) 第4. その他 (略) (新設)
---	--